

相続に関する相談事例

～ その生命保険必要ですか？ ～ その15

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第15回目は、「その生命保険必要ですか？」について解説します。

1. 生命保険加入目的に添った商品を選択する

生命保険の種類は、終身保険、養老保険、定期保険など、多岐にわたっています。また、同種類の保険でも、生命保険会社ごとに保障内容が異なります。さらに、外資系の保険会社も数多く参入し、保険商品は複雑化しています。生命保険の加入に当たっては、その加入目的を明確にして適正な保険を選択する必要があります。

相続税の納税資金対策を目的に生命保険に加入する場合には、まず、相続税がいくら課税され、現在納税資金はどれくらい用意されているのかなど現状を正しく把握する必要があります。そして、生命保険で納税資金をいくら確保できるのか、その場合の保険料はいくらかなど納税資金対策のマスタプランを作成することが大切です。その際、契約形態により課税方法が異なるため、最もふさわしい契約形態を選択することも重要です。死亡保険金は契約形態を工夫することにより、相続税法上非課税規定等の適用を受けることができ、他の金融資産に対する課税と比較して有利な取扱いを受けることができます。

さらに死亡保険金は受取人固有の財産ですので、預金のように分割協議が調うまで金融機関で凍結されるというようなこともありません。

2. 相続人が受け取る死亡保険金は一定金額まで相続税が非課税となる

被相続人が保険料を負担し被保険者となっていた生命保険契約の死亡保険金は、相続税の課税対象となりますが、一定額の非課税制度があります。しかし、この非課税制度を受けることができるのは、相続人に限られていますので、相続の放棄をした相続人はこの非課税規定の適用を受けることはできません。

● 生命保険金等の非課税限度額・・・500万円×法定相続人の数

保険会社によっては、契約年齢90歳まで加入することができる生命保険を販売しています。この場合、健康状態等の告知や医師の診査がなく、原則として、入院中でないなど一定の条件を満たす場合には、簡単な手続で生命保険に加入することができます。このような生命保険を活用すれば、生命保険金の非課税枠の確保ができていない人が、容易に相続税の課税財産（現預金）から非課税財産へ組み換えることができます。

国内大手D生命保険会社の場合、一時払保険料1,000万円で終身保険に加入した場合の保険金額（令和8年6月現在）は、85歳から90歳男性で10,001,000円、女性は85歳で10,011,000円、90歳で10,010,000円となっています。支払保険料と保険金額はほぼ同額ですが、死亡保険金の場合、相続税の非課税規定の適用が受けられます。

3. 必要な生命保険を確保するために既存の保険契約を見直す

相続税が心配な人にとって、生命保険に期待される役割は、相続が発生して多額の相続税の納税に相続人が困ることがないようにすることにあると思います。

そのため、怪我や入院・手術に備えて加入する疾病特約や医療保険は必要ないと考えます。それらの特約は当然に保険料の負担が必要ですから、特約部分を解約し、その保険料を死亡保険金の保険料に充当し、少しでも多く死亡保険金を確保することが賢明な選択です。

また、家族全員の保険加入の状況を確認し、これらの保険が相続対策に効果的な否かを検証して見直す必要があります。被相続人が保険契約者となって若い子や孫を被保険者とする生命保険も当面は必要がないと思われますので、それらの保険契約は解約・減額又は払済保険（以降の保険料の払込みを中止して、その時の解約返戻金を原資に既契約と同種の保険（保険金額は小さくなります。）に変更する制度）にして、保険料の削減を図り、必要とされる人を被保険者とする保険に組み換えることが肝要です。

さらに、保険金受取人も相続税の納税資金が必要とされる子などになっているか確認し、配偶者や、相続人でない孫などが保険金受取人となっている場合には、保険金受取人を子などへ変更するようにします。

（文責：山本和義）